

## 評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県産業振興機構（以下「機構」という。）定款第17条及び第34条の規定に基づき、評議員及び役員（以下「役員等」という。）の報酬等及び費用に関して必要な事項を定めるものとする。

### (役員等の勤務形態)

第2条 本規程において、常勤とは、機構を主たる勤務先として機構の業務に従事することをいい、非常勤とは常勤以外の場合をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等にはその勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤の理事長、副理事長、専務理事及び常務理事（以下「常勤理事」という。）には、報酬、扶養手当、通勤手当、住居手当及び期末手当を支給する。但し、佐賀県から派遣された常勤理事は、この規程にかかわらず、佐賀県と機構が締結する「派遣職員の取扱いに関する取決め書」によるものとする。
- (2) 理事のうち九州シンクロトロン光研究センター業務運営を担当する常勤の業務執行理事1人（以下「研究センター担当理事」という。）、県産品の普及・販売促進に関する業務運営を担当する常勤の業務執行理事1人（以下「流通デザイン公社担当理事」という。）及びさが産業ミライ創造ベース（仮称）業務運営を担当する常勤の業務執行理事1人（以下「さが産業ミライ創造ベース（仮称）担当理事」という。）には、職務に応じた報酬を支給することができる。但し、佐賀県から派遣された常勤の業務執行理事は、この規程にかかわらず、佐賀県と機構が締結する「派遣職員の取扱いに関する取決め書」によるものとする。
- (3) 監事のうち公認会計士の資格を有する1人（以下「会計監査担当監事」という。）には、職務に応じた報酬を支給することができる。

2 前項各号以外の役員等は、評議員会、理事会への出席及び機構を代表しての業務に従事したとき、報酬を支給することができる。

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤理事に対する報酬の額は、別表第1に定める額の範囲内の額とする。

2 常勤理事に対する扶養手当、通勤手当、住居手当及び期末勤勉手当の額は、

役員及び職員の給与に関する規程に定める例により算定した額とする。

- 3 研究センター担当理事、流通デザイン公社担当理事及びさが産業ミライ創造ベース（仮称）担当理事に対する報酬の額は、別表第2に定める額の範囲内の額とする。
- 4 会計監査担当監事に対する報酬の額は、別表第3に定める額の範囲内の額とする。
- 5 第3条第2項に定める評議員及び役員等の報酬については、別表第4に定める額の範囲内の額とする。

（報酬等の支給方法）

第5条 常勤理事に対する報酬等の支給方法については、役員及び職員の給与に関する規程の適用を受ける職員の例による。

- 2 研究センター担当理事、流通デザイン公社担当理事及びさが産業ミライ創造ベース（仮称）担当理事、会計監査担当監事及び非常勤の役員等に対する報酬の支給方法については、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

（報酬等の日割計算）

第6条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤理事が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

（旅費）

第7条 役員等には、機構の職務を行うために要する費用の弁償として旅費を支給することができる。

- 2 旅費の額及び支給方法については、旅費に関する規程による。

（公表）

第8条 機構は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人佐賀県地域産業支援センターの設立の登記の日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 24 日から施行する。

別表第1（第4条関係）常勤理事に対する報酬の額

| 役職名  | 報酬の上限       | 勤務形態 |
|------|-------------|------|
| 理事長  | 年額6,000千円以内 | 常勤   |
| 副理事長 | 年額6,000千円以内 | 常勤   |
| 専務理事 | 年額5,000千円以内 | 常勤   |
| 常務理事 | 年額5,000千円以内 | 常勤   |

別表第2（第4条関係）研究センター担当理事、流通デザイン公社担当理事及びさが産業ミライ創造ベース（仮称）担当理事に対する報酬の額

| 役職名 | 報酬の上限       | 勤務形態 |
|-----|-------------|------|
| 理事  | 年額6,000千円以内 | 常勤   |

別表第3（第4条関係）会計監査担当監事に対する報酬の額

| 役職名 | 報酬の上限       | 勤務形態 |
|-----|-------------|------|
| 監事  | 年額3,000千円以内 | 非常勤  |

別表第4（第4条関係）非常勤の役員等に対する報酬の額

| 役職名 | 報酬の上限             | 勤務形態 |
|-----|-------------------|------|
| 評議員 | 業務従事1日当たり9,500円以内 | 非常勤  |
| 理事  | 業務従事1日当たり9,500円以内 | 非常勤  |
| 監事  | 業務従事1日当たり9,500円以内 | 非常勤  |